

令和 5 年度

## 西大島高砂会総会

日時 令和 5 年 4 月 19 日 (水)

午前 10 時

場所 西大島公民館

西大島高砂会

## 目次

会 長 挨 拶.....	1
米寿祝（昨年） .....	2
第 1 号議案 令和 4 年度事業報告 .....	3
第 1 号議案 令和 4 年度収支決算報告.....	4
第 1 号議案 令和 4 年度会計監査報告.....	5
第 2 号議案 令和 5 年度新役員名 .....	6
第 3 号議案 令和 5 年度事業計画書（案） .....	7
第 3 号議案 令和 5 年度収支予算（案） .....	8
西 大 島 高 砂 会 会 則 .....	9

## 会長挨拶

令和4年度はコロナ禍3年目を迎えても治まらず、感染対策を継続しつつ諸活動を行うことになりました。その上2月には平和な暮らしを恐怖に陥れたソ連のウクライナ侵攻が始まり、私達にも物価高の生活不安を引き起こしました。

そのような状況のなかでも会員が支え合って活動ができたと思っています。特に月例会は、7・9月はコロナ禍、台風到来で中止になりましたが、その他の月例会は、県政・市政を学ぶ集い、県おたっしや本舗指導で「耳の聞こえとコミュニケーション」、「排尿排泄の話と体操」、スポーツ推進委員の「ニュースポーツによる健康増進」など新しい行事を取り入れました。また、自治会長の締めくくりの「歌って体操」は、会員の身体と健康に大きく寄与して頂きました。その他、体操会・ペタンク会・グランドゴルフ会などは、西大島公民館や西大島公園に行けば、何かが催されている活動を粛々と行われ、見学の方も応援して頂き感謝しております。

これからコロナ禍後の社会、2024年のSAGA国スポ大会、2025年の団塊の世代の方々の後期高齢者仲間入りを温かく迎え、共に勸興皆一家で人生100年時代の生きがいを求めて共に頑張りたいと願います。

皆様方のご協力をお願い申し上げます。

以上

## 米寿祝（昨年）

陣内 正由

## 以上 1 名

### 皆勤者

令和 4 年度は台風とコロナ禍の為、7 月・9 月は休会となり、11 回開催予定の定例会が 9 回開催となりましたが、以下の 20 名の会員の方々が元気に皆勤されました。

原野	キミ子	小部	文代
大澤	シゲノ	広瀬	ミナ子
山下	広美	宮崎	マモル
久保	康子	石丸	八重子
西村	美智子	松永	ヒサエ
宮島	昌子	末安	章
永瀬	ヨシエ	松永	千秋
徳久	定雄	萩尾	三枝子
空閑	幸雄	塩塚	春代
出	美規子	野田	邦子
			以上 20 名

# 第1号議案 令和4年度事業報告

自：令和 4年4月 1日

至：令和 5年3月31日

月	事業内容
令和4年 4	19日 総会開催 25日 向西天満宮祭り（奉賛会役員のみ）
5	17日 例会 令和3年度高砂会活動映写会 26日 勸興老連総会は理事役員のみ開催（新型コロナ）
6	春の日帰り旅行中止 21日 例会 講演 聞こえとコミュニケーション
7	さなぼり旅行中止（新型コロナ） 勸興老連 19日 例会 台風のため中止
8	17日 「高砂会先輩の慰霊祭」 24日 酒飲み地蔵尊夏祭り（新型コロナ）中止
9	18日 高齢者スポーツ大会中止（分散開催とする） 20日 （社会奉仕の日） 町内清掃 21日 例会（新型コロナ）中止
10	14日 佐賀市老人クラブ大会（勸老連理事：徳久・空閑） リズムダンス(塩塚・山下・高柳・野田・徳久) 18日 例会 講演「佐賀市政についての勉強会」 講師：佐賀市議会議員 宮崎たけし先生
11	9日 市民総ぐるみ街頭活動 16日 例会 演奏会「ラルゴ音楽会の皆様と歌おう会」 演奏者：ラルゴ音楽会
12	例会は休会 15日 町内清掃 24日 ちゃぶ台サロン クリスマス会
令和4年 1	9日 自衛消防隊出初式 17日 例会 講演「佐賀県政報告会及び勉強会」 講師：佐賀県議会議員 木原奉文先生
2	21日 例会 講演「排尿と排泄の話～尿漏れ予防体操」 講師：新郷智恵子保健師(おたっしや本舗)
3	16日 例会 講話「お金を大事に！物価高でも豊かな暮らしを」 講師：影山雅文天神郵便局長

- (1) 役員会 毎月第一水曜日
- (2) 例会 毎月第三火曜日
- (3) 町内清掃 4月,6月,8月,10月,12月,2月（15日）
- (4) 毎月例会後 好評！原田自治会長の健康体操

# 第1号議案 令和4年度収支決算報告

## 収入の部

項目	令和4年度	令和4年度	比較	摘要
	予算額 A	決算額 B	B-A	
前年度繰越金	183,480	183,480	0	前年度より繰り越す
会費	135,000	133,500	▲ 1,500	上半期 45名 67,500 下半期 44名 66,000
助成金	200,000	200,000	0	西大島自治会より
市補助金	69,840	69,840	0	会員60名以上
勸老連活動支援金	17,125	16,321	▲ 804	単位クラブ拠出
寄付金	40,000	31,000	▲ 9,000	香典返し 慰霊祭 講師(講演料)
雑収入	30,000	14,063	▲ 15,937	賽銭
合計	675,445	648,204	▲ 27,241	

## 支出の部

項目	令和4年度	令和4年度	比較	摘要
	予算額 A	決算額 B	B-A	
会議費	70,000	56,218	▲ 13,782	役員会
研修費	240,000	196,767	▲ 43,233	高砂会例会
慶弔費	20,000	11,000	▲ 9,000	米寿祝、香典、初盆
渉外費	40,000	5,000	▲ 35,000	交通費
通信費	43,000	39,000	▲ 4,000	役員通信費
事務費	10,000	12,158	2,158	事務費
負担金	15,000	6,060	▲ 8,940	社会奉仕活動 勸老連総会
報奨金	10,000	28,200	18,200	がんばりま賞 43名
印刷消耗品費	5,000	4,000	▲ 1,000	印刷代(例会案内、総会資料)
雑費	30,000	34,123	4,123	役員活動費
勸老連会費	60,300	60,300	0	一人当たり 900円
県老連会費	8,710	8,710	0	一人当たり 130円
研修費	200	200	0	単位クラブ当たり
市老連会費	17,755	16,951	▲ 804	一人当たり 265円
予備費	105,480	0	▲ 105,480	
合計	675,445	478,687	▲ 196,758	

※決算収入合計額－決算支出合計額＝次年度繰越金

$$648,204 \quad - \quad 478,687 \quad = \quad 169,517$$

## 第 1 号議案 令和 4 年度会計監査報告

令和 4 年度西大島高砂会の会計監査にあたり、収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査した結果、いずれも正確かつ適正であったことを確認しましたのでご報告申しあげます。

令和 5 年 4 月 5 日

西大島高砂会

会長 徳久 定雄 様

西大島高砂会

監事 松永 ヒサエ



監事 宮島 昌子







### 第3号議案 令和5年度事業計画書（案）

自：令和 5年4月 1日

至：令和 6年3月31日

月	事業内容
令和4年 4	18日 例会及び総会 26日 向西天満宮祭り
5	16日 例会「アロマセラピー身も心もリフレッシュ」 講師 中尾朱美先生 高砂会春季旅行
6	20日 例会 日本赤十字社の救命処置 講師 足利さん（勸興公民館紹介） 勸興老連主催 さなぼり旅行
7	18日 例会 宮崎たけし市議会議員と市政勉強会
8	17日 初盆 先輩119柱の慰霊祭(西峰院柴田住職) 24日 酒呑地藏祭
9	16日 高齢者スポーツ大会 18日 全国一斉清掃日 19日 例会 ラルゴ音楽会
10	佐賀保育園運動会 12日 佐賀市老連大会出し物 リズムダンス 17日 例会 木原奉文県議と県政勉強会
11	21日 例会「寒い室内で健康体操」 講師 介護予防推進委員 三谷誠様
12	例会は休会
令和5年 1	勸興老連三社詣り 16日 例会 新年会
2	20日 例会「日々起こる体の痛みへの対処法」 講師 山崎崇弘先生（ほんじょう整骨医院）
3	19日 例会 講話(郵便局長:景山雅文様) 桜のお花見会(勸興老連)

- (1) 役員会 毎月第一水曜日
- (2) 例会 毎月第三火曜日
- (3) 町内清掃 4月,6月,10月,12月,2月（15日）
- (4) 毎月例会後 好評！原田自治会長の健康体操

### 第3号議案 令和5年度収支予算（案）

#### 収入の部

項目	令和5年度	令和4年度	比較	摘要
	予算額 A	予算額 B	A-B	
前年度繰越金	169,517	183,480	▲ 13,963	前年度より繰り越す
会費	132,000	135,000	▲ 3,000	上半期 4466,000 下半期 44名 66,000
補助金	200,000	200,000	0	西大島自治会より
市補助金	69,840	69,840	0	会員 60名以上
勸老連活動支援金	17,125	17,125	0	単位クラブ拠出
寄付金	40,000	40,000	0	慰霊祭
雑収入	30,000	30,000	0	賽銭
合計	658,482	675,445	▲ 16,963	

#### 支出の部

項目	令和5年度	令和4年度	比較	摘要
	予算額 A	予算額 B	A-B	
会議費	70,000	70,000	0	役員会
研修費	240,000	240,000	0	高砂会例会
慶弔費	20,000	20,000	0	米寿祝、香典、御見舞
渉外費	40,000	40,000	0	向西天満宮、出初式 佐賀保育園、地蔵祭
通信費	43,000	43,000	0	役員通信費
事務費	10,000	10,000	0	事務費
負担金	15,000	15,000	0	勸興老連総会、スポーツ大会
報奨金	10,000	10,000	0	高砂会皆勤者
印刷消耗品費	5,000	5,000	0	印刷代(例会案内、総会資料)
雑費	30,000	30,000	0	役員活動費
勸老連会費	60,300	60,300	0	一人当たり 900円
県老連会費	8,710	8,710	0	一人当たり 130円
研修費	200	200	0	単位クラブ当たり
市老連会費	17,755	17,755	0	一人当たり 265円
予備費	88,517	105,480	▲ 16,963	
合計	658,482	675,445	▲ 16,963	

## 西大島高砂会会則

(名称)

第 一 条 本会は西大島高砂会と称する。

(会員)

第 二 条 本会は西大島自治会内に居住する六十五歳以上の男女で入会希望者を以て組織する。但し六十歳以上の者でも特に入会希望者は役員会の承認を得て入会することが出来る。

(所在)

第 三 条 本会の事務所は会計宅に置く。

(目的)

第 四 条 本会は会員の福祉と健康の増進を図ると共に家庭社会の和楽促進および会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

(総会)

第 五 条 本会の総会は通常総会及び臨時総会の二種とする。

第 六 条 総会は会員をもって構成する。

第 七 条 総会はこの規約に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第 八 条 通常総会は毎年度決算終了後二ヶ月以内に開催する。

(二) 臨時総会は次の各号の一、に該当する場合に開催する。

(イ) 会長が必要と認めたとき

(ロ) 全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(ハ) 総会に欠席する場合は委任状を提出しなければならない。

第 九 条

(イ) 総会は会長が招集する。

(ロ) 会長は前条(ロ)の規定による請求があった時はその請求のあった日から三十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(ハ) 総会招集をするときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の五日前までに文書で通知しなければならない。

第 十 条 総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。

第 十一 条 総会は会員の二分の一以上の出席が無ければ開催する事はできない。

第 十二 条 総会の議事はこの規約に定めるもののほか出席した会員の過半数をもって決し、可・不可数の同時のときは議長の決にする。

(事業)

第 十三 条 本会は第四条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 研修会・懇談会・レクリエーション・映画会等の開催。

2. 見学旅行の実施、目的達成のためのその他の行事等を行う。

(役員)

第 十四 条 本会に次の役員を置く。

会長一名・副会長二名・会計一名・庶務一名・理事若干名及び監事二名。

(役員の任期)

第 十五 条 役員任期は二年とする。但し再選は妨げない。

補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員承認)

第 十六 条 会長・副会長・会計・庶務・理事・監事は役員会に於いて選出し総会で承認を要する。

(相談役)

第 十七 条 本会に顧問相談役を置くことが出来る。  
顧問相談役は役員会に諮り会長之を委嘱する。

(役員職務)

第 十八 条 会長は本会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。

第 十九 条 会計は金銭の出納に当たり収支の決算を明らかにし総会に於いて之を報告する。

第 二十 条 監事は会計の監査を行い総会に於いて之を報告する。

第 二十一 条 庶務は会計の意を受け総会研修会役員会の運営を全うし各帳簿を正確に整理する。

第 二十二 条 理事は受持組内の運営に当たる。

(会費)

第 二十三 条 本会の経費は公的交付金・自治会助成金・寄付金・会費を以て会の運営費に充てる。

会費は一人年額参千円とし五月と十月の二期に徴収する。

五月 千五百円

十月 千五百円

(慶弔等への支出)

第 二十四 条 会員の慶弔費に対し左の通り弔慰を表する。

1. 死亡のとき香典五千円を敬供する。
2. 病氣入院一ヶ月以上のときは見舞金を贈る。
3. 不慮の障害、災害の場合は役員会に於いてその程度に見舞金を贈る。

第 二十五 条 第二十四条の適用を要すると認めたる会員は直ちに本会役員に連絡すること。

(会則の変更)

第 二十六 条 本会会則の変更は役員会の決議に依り総会の承認を要する。

(本会設立)

第 二十七 条 本会は昭和四十八年五月四日設立。

附記 平成三年度総会にて第十五条を改正する。

附記 平成四年度総会にて第十六条を改正する。

附記 平成七年度総会にて第十五条を改正する。

附記 平成十九年度総会にて第三条を改正する。

附記 平成二十五年度総会にて第五条から第十二条を追加する。

附記 平成二十五年度総会にて第十四条を一部改正する。

附記 平成二十六年総会にて第十六条に「総会で」を挿入する。